

定期生命共濟事業細則

定期生命共済事業細則

(通 則)

第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、定期生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）第86条（細則）にもとづき、この細則を定めます。

(共済契約の型)

第2条 規約第3条（特約の付帯と共済契約の型）に定める定期生命共済事業にかかる契約の型は、次のとおりとします。

- (1) 基本契約のみの「生命コース」
 - (2) 基本契約に各入院特約および各手術特約を付帯した「入院付生命コース」
 - (3) 基本契約に各入院特約を付帯した「ゴールド80」または「ゴールド85」（この会の実施する生命共済から移行する場合に限って締結できるものとします。）
2. がん特約は、生命コースまたは入院付生命コースに付帯して申し込まれた場合に限って締結できるものとします。
3. がん特約は、被共済者1人につき、生命コースまたは入院付生命コースのいずれかに1つのみ付帯できることとします。
4. 規約第43条（基本契約共済金額）第3項第3号に定める「発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満」の者の共済金額の最高限度は、共済契約の型ごとに次のとおりとします。
- (1) 生命コースおよび入院付生命コース 500万円
 - (2) ゴールド80またはゴールド85 100万円
5. 規約第48条（疾病入院特約共済金額）第4項、第53条（疾病手術特約共済金額）第4項、第57条（災害入院特約共済金額）第4項、第62条（災害手術特約共済金額）第4項に定める「発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満」の者の共済金額の最高限度は、共済契約の型ごとに次のとおりとします。
- (1) 入院付生命コース 5,000円
 - (2) ゴールド80またはゴールド85 5,000円

(組合員と同一の世帯に属する者の範囲)

第3条 規約第6条（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

(生計を共にする者の範囲)

第4条 規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

(被共済者となることができない職業)

第5条 規約第7条(被共済者の範囲)第4項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次に定めるものとします。

- (1) オートテスター(自動車・オートバイ)その他これに類するもの
- (2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの
- (3) その他この会が不相当と認めた職業に従事するもの

2. 第13条(移行契約)および規約第15条(共済契約の更新および更改)に規定する契約において、引き続き従前の共済契約と同額の範囲内で定期生命共済の契約を締結する場合に限り、前項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」の規定を適用しません。

(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)

第6条 規約第9条(共済金受取人)第4項第2号に定める「その他この会が前号に準ずると認めた者」または第10条(共済金受取人の代理人)第1項第4号に定める「この会が前3号に準ずると認めた者」とは、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者をいいます。

2. 規約第10条(共済金受取人の代理人)第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または第6項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」とは、次のいずれかのときをいいます。なお、この会が認めた場合に限りです。

- (1) 共済契約者または共済金受取人が植物状態、深昏睡状態、遷延性意識障害、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるとき。
- (2) 共済金受取人である共済契約者に、被共済者ががんであることが告知されていないとき。

(共済契約申込みの撤回)

第7条 規約第12条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名押印のうえこの会に提出するものとします。

- (1) 基本契約および特約の共済金額
- (2) 申込日
- (3) 共済契約申込者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名

(生年月日および性別の訂正)

第8条 規約第12条(共済契約の申込み)第7項において、当該共済契約が有効な場合は、この会は、正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた当該共済契約の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。

(共済掛金の払込方法の変更)

第9条 共済契約者は、規約第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第1項に定める共済掛金の払込方法において、月払から年払または年払から月払に払込方法を変更することができます。

2. 前項の変更をおこなう場合、共済契約者は、この会所定の書類に必要事項を記入し、この会に提出しなければなりません。
3. 前項の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更します。

(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)

第10条 規約第43条（基本契約共済金額）、第48条（疾病入院特約共済金額）、および第57条（災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の金額とします。

(1) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額

この会の実施する生命共済または子ども共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。

(2) 発効日において第19条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額

この会の実施する終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。

(共済契約の存続を不相当と認める場合)

第11条 規約第37条（重大事由による共済契約の解除）第1項第5号に定める「存続を不相当と認めたとき」とは、次の各号のとおりです。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金（共済種目または保険種目を問いません。以下同様です。）を取得する目的で、共済事故または保険事故を発生させる行為をおこなったとき。
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金の請求行為について詐欺行為をおこなったとき。
- (3) その他、規約第37条第1項および前2号に掲げる事由と同等の重大な事由があり、この会の実施する共済事業の目的である、相互扶助によるこの会の定款第7条（会員の資格）に定める会員（以下「この会の会員」といいます。）の組合員の共済を図ることの趣旨に照らし、著しく他の被共済者との公平性を欠くと認めたとき。

(更新契約および更改契約の共済金支払いの取扱い)

第12条 規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改契約の共済金支払いの条件は、次に定めるとおりとします。

- (1) 更新または更改契約と同種の共済金のうち同額範囲内については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金の請求を審査のうえ支払います。

(2) 前号に当てはまらない場合は、更新または更改契約の申込日から起算して共済金の請求を審査します。

なお、各共済金の支払限度日数は、更新前契約または更改前契約と通算します。

2. 被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、定期生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、この会の定める基準で共済金を支払います。

(移行契約)

第13条 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する生命共済の契約の共済期間の中途または契約の満了日以後に定期生命共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済の契約について解約または満了すると同時に定期生命共済の契約を締結することができます。

2. 前項の規定により、この会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。

3. 前2項の規定により、共済契約を移行する場合には、移行する前の共済契約の解約日もしくは満了日の翌日午前零時から効力が発生します。

4. 移行契約の初回掛金は、移行契約の発効日の前日までに払い込まなければなりません。ただし、この会が特に必要と認める場合は、規約第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項の規定を準用します。

5. 移行前契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

6. この会は、移行前契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。

7. この会は、移行契約において、前条および規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。ただし、規約第50条（疾病入院共済金）第4項および第59条（災害入院共済金）第2項の、通算して1,000日を限度とする規定は、移行契約発効後の入院日数のみ通算します。

(指定発効日)

第14条 規約第14条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、この会が特に認めた場合には、この会の会員は、共済契約者の了承を得ることを前提に共済契約の申込日の翌日以後の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。

2. この場合、共済契約者はその指定発効日の前日までに初回掛金を払い込まなければなりません。また、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。

(共済掛金の口座振替の取扱い)

第15条 この会は、規約第12条（共済契約の申込み）および第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）に関する共済掛金の払込みについて、共済契約者の設置する金融機関等の口座から共済掛金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）ができます。

2. 前項の場合には、次の各号のいずれも満たさなければなりません。

(1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会またはこの会の会員と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。

(2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会またはこの会の会員の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 初回掛金を口座振替により払い込む場合において、初回掛金は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項の規定にかかわらず、この会およびこの会の会員の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。）に指定口座から共済掛金相当額をこの会またはこの会の会員の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。

4. 前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みができなかった場合、当該振替日の翌日から1ヵ月以内に、払い込みできなかった共済掛金を翌月払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。

5. 前項にかかわらず、この会が特に認めたときには、払い込みできなかった共済掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、第3項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。

6. 前2項の場合には、指定口座から振り替えがされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。ただし、指定口座から初回掛金の振り替えができなかった場合には、当該共済契約の申し込みはなかったものとして取扱います。

7. 第2回目以後の共済掛金の振替日は、払込方法ごとの発効日の各応当日の前日の属する月中のいずれかの日とします。

8. 月払の場合の第2回目以後の共済掛金の払込みについて、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金があったときには、前項に規定する振替日に当該未払込共済掛金を含めた合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなします。

9. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。以下この条において同じです。）の共済掛金を振り替える場合においては、この会またはこの会の会員は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会またはこの会の会員に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約の共済掛金の振り替えを指定できません。

10. 同一の指定口座から共済契約の共済掛金とこの会の会員が実施する共済事業以外の事業に関する代金（以下「代金」といいます。）を振り替える場合においては、この会の会員は、共済契約の共済掛金と代金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会の会員に対して、共済契約の共済掛金または代金のいずれかの振り替えを指定できません。
11. 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預けておかなければなりません。
12. この会は、口座振替によって払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。
13. この会、この会の会員および取扱金融機関等の事情により、この会は、将来にむかって振替日、取扱金融機関および口座振替の方法を変更することができます。この場合において、この会およびこの会の会員は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。
14. 共済契約者は、第3項または第7項に規定する振替日に共済掛金の払い込みができなかった場合、この会が特に認めたときは、第4項、第5項、第8項、第9項および第10項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して振り替える場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。
15. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。
 - (1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）に定めるとおりとします。
 - (2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。
 - (3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、第3項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。
16. 第2回目以降の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。
 - (1) 支払期限は、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間とします。
 - (2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。
 - (3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、当初の口座振替の振替日（月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みがされず、その後、払込票扱いで共済掛金が払い込まれたときは、それぞれ当初の口座振替の振替日）において共済掛金を払い込んだものとみなします。

（共済金額の減額）

- 第16条 共済契約者は、規約第19条（共済金額の減額）の規定により基本契約および特約の共済金額の減額または特約の解約をおこなう場合には、この会所定の書面に署名押印のうえ、提出しなければなりません。

2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の共済金額の減額は、契約発効日時点で募集している共済金額への変更による減額を単位とします。

(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)

第17条 規約第20条(共済契約による権利義務の承継)第2項の「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。

(障害等級の認定)

第18条 規約第45条(死亡共済金および重度障害共済金)における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じておこないます。

(共済金額を制限する職業)

第19条 規約第43条(基本契約共済金額)第3項、第48条(疾病入院特約共済金額)第3項、第53条(疾病手術特約共済金額)第3項、第57条(災害入院特約共済金額)第3項および第62条(災害手術特約共済金額)第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次に定めるものとします。

- (1) 第5条(被共済者となることができない職業)に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの
- (2) 登山家、登山ガイド
- (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの
- (4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの
- (5) 坑内、隧道(トンネル)内作業に従事するもの
- (6) ハイヤー、タクシー運転手
- (7) その他この会が認めた職業に従事するもの

2. 第13条(移行契約)および規約第15条(共済契約の更新および更改)に規定する契約において、引き続き従前の共済契約と同額の範囲内で定期生命共済の契約を締結する場合に限り、前項に定める「細則に定める共済金額を制限する職業」の規定を適用しません。

(各共済金請求の添付書類)

第20条 規約第25条(共済金の支払請求)に定める添付書類は、この会所定の共済金支払請求書と次の各号のとおりです。

(1)	死亡共済金	死亡診断書(死体検案書) 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等 が確認できる書類(戸籍謄本、住民票等) 死亡共済金受取人の印鑑証明書 委任状 委任者の印鑑証明書
(2)	重度障害共済金	障害診断書 共済金受取人の印鑑証明書

(3)	疾病入院共済金および疾病 長期入院共済金	診断書（治療証明書）
(4)	疾病手術共済金	診断書（治療証明書）
(5)	災害入院共済金および災害 長期入院共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(6)	災害手術共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(7)	がん特約共済金	診断書（治療証明書）

* 上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。

2. 前項第5号の規定にかかわらず、第25条（入院および通院の定義）第3項に該当する場合には、柔道整復師の治療証明書および施術に関する医師の同意書をもって医師の診断書に代えることができます。

3. 第1項第3号、第4号、第5号または第6号の共済金を同時に請求する場合、診断書（治療証明書）は1通で兼用できます。

4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人、および第6項に定める代理請求人のいずれかが共済金の請求をする場合は、次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第4号の書類の提出で足りるものとします。

- (1) 第1項に定める書類（診断書等）
- (2) 第6条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第2項に定める事情を示す書類（診断書等）
- (3) 第6条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第2項第1号に定める事情によるときは、成年後見人等が登記されていないことの証明書
- (4) 共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）
- (5) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第6項に定める指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情を示す書類（診断書等）
- (6) 代理請求人の印鑑証明書
- (7) この会所定の念書

5. この会は、前4項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

（共済金の支払方法）

第21条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第6項および第26条（共済金の支払い）第1項に定める「この会が指定する場所」は、この会の事務所とします。

2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項または第6項に定める代理人が共済金等を請求する場合、次のとおり共済金受取口座を指定するものとします。ただし、規約第10条第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会が特に認める場合は、指定代理請求人の名義の金融機関等の口座を指定できます。

(1) 共済契約者に被共済者のがんの告知がされていないときのがん特約の共済金を代理請求する場合は、代理人の名義の金融機関等の口座

(2) 前号以外の事情による代理請求の場合は、共済金受取人の名義の金融機関等の口座

3. この会は、規約第2条（事業）に定める基本契約および特約ごとに共済金を支払うことができます。

（代理人の共済金等の請求の決定通知）

第22条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項および第6項の規定により、代理人から共済金等の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

（生死不明の状態）

第23条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）で定める被共済者が死亡したものとみなします。

(1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。

(2) 被共済者が船舶または航空機の事故またはその他の危難（以下「危難」といいます。）に遭い、その生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この会が被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができます。

ア. 航空機の事故の場合 30日

イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月

ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年

2. 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合において、当該死亡共済金受取人は、この会に対して規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）第2項の規定に同意する念書を提出することを要します。

（解約返戻金、その他の返戻金および割戻金の請求）

第24条 規約第32条（共済契約の失効）、第33条（共済契約の解約）、第36条（告知義務違反による共済契約の解除）、第37条（重大事由による共済契約の解除）および第38条（共済契約の消滅）に定める解約返戻金、その他の返戻金および割戻金を請求するときは、この会所定の解約届兼返戻金請求書またはその他の請求書と共済契約者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

2. この会は、解約返戻金およびその他の返戻金を掛金振替口座に支払うことができます。

（入院および通院の定義）

第25条 規約第50条（疾病入院共済金）、第51条（疾病長期入院共済金）、第59条（災害入院共済金）、第60条（災害長期入院共済金）、第72条（がん特約入院共済金）および第76条（がん特約治療共済金）における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等

での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院中に病院または診療所以外の場所に宿泊した日については、この会が認めた場合に限り、入院日数に含めます。

2. 規約第75条（がん特約通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診により、医師の治療を受けることをいいます。
3. 第1項の規定にかかわらず、規約第50条（疾病入院共済金）、第51条（疾病長期入院共済金）、第59条（災害入院共済金）および第60条（災害長期入院共済金）については、脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。
4. 前3項の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院または通院と認めません。ただし、この会が特に認めた場合は、この限りではありません。

（病院または診療所の定義）

第26条 規約第50条（疾病入院共済金）、第51条（疾病長期入院共済金）、第59条（災害入院共済金）、第60条（災害長期入院共済金）、第72条（がん特約入院共済金）、第75条（がん特約通院共済金）および第76条（がん特約治療共済金）における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。

2. 前条第3項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。
3. 第1項の場合と同等とこの会が認めた場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。

（「医師」他の定義）

第27条 規約第50条（疾病入院共済金）、第59条（災害入院共済金）、第70条（悪性新生物または上皮内新生物の診断確定）および第72条（がん特約入院共済金）における「医師」とは、医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師とします。

2. 第25条（入院および通院の定義）における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。

（同一の原因による入院の取扱い）

第28条 規約第50条（疾病入院共済金）第5項、第51条（疾病長期入院共済金）第3項、第59条（災害入院共済金）第3項、第60条（災害長期入院共済金）第2項および第74条（がん特約退院共済金）第3項の「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。

（薬物依存の定義）

第29条 規約第52条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）および第61条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）における「薬物依存」とは、厚生労働省大臣官房統計情報

部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」の分類（F11～F19）によります。ただし、以下の場合を除きます。

- （1）医療行為によってその状態に至った場合
- （2）その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合

（他覚症状の定義）

第30条 規約第52条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）および第61条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）における「他覚症状」とは、患者自身の自覚（疼痛等）にかかわらず、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、この会が認めたものとします。

（臓器等の定義）

第31条 規約第50条（疾病入院共済金）第10項および第55条（疾病手術共済金）第6項に定める「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。

（基本契約共済金額の適用）

第32条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項における共済金額は、死亡または重度障害となったときの契約の共済金額とします。

（疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用）

第33条 規約第50条（疾病入院共済金）第1項および第59条（災害入院共済金）第1項における各共済金額は、入院開始時の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第50条（疾病入院共済金）第1項および第59条（災害入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、各共済金額は、減額となった共済金額とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、第59条（災害入院共済金）第1項に定める入院開始日以前に当該契約が発効した場合には、災害入院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。
4. 規約第51条（疾病長期入院共済金）第1項および第60条（災害長期入院共済金）第1項における各特約共済金額は、「継続して270日となった」ときの共済金額とします。
5. 前項の規定にかかわらず、規約第51条（疾病長期入院共済金）第1項および第60条（災害長期入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額を増額する契約が発効した場合には、各特約共済金額は、入院開始時の共済金額とします。
6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、規約第60条（災害長期入院共済金）第1項に定める入院開始日以前に当該契約が発効した場合には、災害入院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。

（疾病手術特約共済金額および災害手術特約共済金額の適用）

第34条 規約第55条（疾病手術共済金）第1項および第64条（災害手術共済金）第1項における各共済金額は、手術を受けたときの契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその事故を原因とする手術を受けた場合には、規約第55条（疾病手術共済金）第6項第2号および第3号、並びに第64条（災害手術共済金）第1項における各共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。

（がん特約診断共済金額の適用）

第35条 規約第71条（がん特約診断共済金）第1項における共済金額は、悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたときの契約の共済金額とします。

（がん特約入院共済金額の適用）

第36条 規約第72条（がん特約入院共済金）第1項における共済金額は、入院開始時の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第72条（がん特約入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、共済金額は、減額となった共済金額とします。

（がん特約手術共済金額の適用）

第37条 規約第73条（がん特約手術共済金）第1項における共済金額は、手術を受けたときの契約の共済金額とします。

（がん特約退院共済金額の適用）

第38条 規約第74条（がん特約退院共済金）第1項における共済金額は、がん特約入院共済金の支払われる入院が20日となったときの契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、がん特約入院共済金が支払われる入院の期間中に共済金額が増額となった場合には、共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

（がん特約通院共済金額の適用）

第39条 規約第75条（がん特約通院共済金）第1項における共済金額は、通院開始時の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第75条（がん特約通院共済金）第1項に定める通院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の通院期間については、がん特約通院共済金額は、減額となった共済金額とします。

（がん特約治療共済金額の適用）

第40条 規約第76条（がん特約治療共済金）第1項第1号における共済金額は、悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたときの契約の共済金額とします。

2. 規約第76条（がん特約治療共済金）第1項第2号における共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例）

第41条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の定めにより共済契約を継続できなかったときは、共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害とみなして規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。

(入院中に共済期間が満了した場合の特例)

第42条 被共済者の入院中に共済期間が満了し、規約第7条(被共済者の範囲)第2項の定めにより共済契約を継続できなかつたときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして規約第50条(疾病入院共済金)、第51条(疾病長期入院共済金)、第59条(災害入院共済金)、第60条(災害長期入院共済金)、第72条(がん特約入院共済金)および第74条(がん特約退院共済金)の規定を適用します。

(入院中に共済契約が消滅した場合の特例)

第43条 被共済者が入院中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして規約第50条(疾病入院共済金)、第51条(疾病長期入院共済金)、第59条(災害入院共済金)、第60条(災害長期入院共済金)、第72条(がん特約入院共済金)および第74条(がん特約退院共済金)の規定を適用します。

(通院責任期間中に共済期間が満了した場合の特例)

第44条 通院責任期間中に共済期間が満了し、規約第7条(被共済者の範囲)第2項の定めにより共済契約を継続できなかつたときは、共済期間中から継続する通院責任期間中の通院についてのみ、共済期間中の通院とみなして規約第75条(がん特約通院共済金)の規定を適用します。

(通院責任期間中に共済契約が消滅した場合の特例)

第45条 被共済者が通院責任期間中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する通院責任期間中の通院についてのみ、共済期間中の通院とみなして規約第75条(がん特約通院共済金)の規定を適用します。

(更新および更改した契約における発効前の共済事故の取扱い)

第46条 この会は、規約第15条(共済契約の更新および更改)に定める更新契約、更改契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、規約第18条(申込日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)第1項第1号ア、イおよび第2号アの特約を新たに付帯したときは、その特約について、規約第18条(申込日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、この会の実施する生命共済の契約のうち65日以上不担保入院特約の付帯契約からの移行契約については、共済金を支払いません(ただし、長期入院共済金は支払います)。

3. 第1項の規定は、規約第18条(申込日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)第3項の取り扱いと同様、規約第35条(共済契約の無効)第1項第2号の規定にかかわらず第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれ、この会が特に認めた場合には適用できるものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日に共済契約が終了したものとみなします。

(疾病入院共済金に関する見舞金の取扱い)

第47条 2006年8月31日以前に発効する共済契約においては、疾病入院特約の規定にかかわらず、次に定める方法によって疾病入院見舞金を支払います。

(1) 被共済者が共済期間(疾病入院特約を付帯している共済契約の共済期間)に限ります。以下この項において同じです。)中に疾病の治療を目的として病院または診療所へ入院(規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に掲げる感染症による疾病の入院をのぞきます。)を開始し、その入院が共済期間(共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。)中に継続して5日以上となった場合には、疾病入院見舞金として疾病入院特約共済金額の4倍を支払います。

(2) 被共済者が共済期間(疾病入院特約を付帯している共済契約の共済期間)に限ります。以下この項において同じです。)中に疾病の治療を目的として病院または診療所へ入院(規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に掲げる感染症による疾病の入院をのぞきます。)を開始し、その入院が共済期間(共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。)中に継続して4日以下となった場合には、疾病入院見舞金として次の金額を支払います。

疾病入院特約共済金額×入院日数

2. 前項各号の見舞金の支払いは、疾病入院共済金の入院日数通算の対象とします。
3. 第1項各号の見舞金の取扱いにおいて、支払う場合、支払わない場合その他の詳細事項については、該当する規約および細則の各規定を準用します。

(契約者割戻金の割当方法および支払方法)

第48条 規約第79条(契約者割戻金)の割戻金の割当ておよび支払いは、別に定める「割戻金割当規則」および「割戻金支払規則」によりおこないます。

(加入引受基準)

第49条 規約第12条(共済契約の申込み)第2項および第3項における、共済契約を引き受ける基準および健康診断書の提出を要する基準は、別に定める基準によりおこないます。

(条件付加入制度)

第50条 共済契約の申込みにあたって、特定の疾病により被共済者の健康状態等がこの会の定める加入引受基準に適合しないとき、この会は、特定の疾病につき共済金の支払いを免責とする等所定の条件を付して共済契約を引き受けること(以下、「条件付加入制度」といい、条件付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。)ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者は、共済契約の締結の際に、規約第12条(共済契約の申込み)で定める書類および告知事項以外に、所定の追加告知事項に回答したうえで同意書を提出しなければなりません。
3. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の締結の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。

4. 規約第15条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前契約が「条件付加入契約」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の所定の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。また、移行による契約締結時も同様の取扱いとします。
5. 規約第50条（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下、「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。
 - (1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき。
 - (2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき。

（特定疾病加入制度）

- 第51条 共済契約の申込みにあたって、特定の疾病により被共済者の健康状態がこの会の定める加入引受基準に適合しない場合でも、所定の条件を満たすときには、この会は共済契約を引き受けること（以下「特定疾病加入制度」といいます。）ができます。
2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者は、共済契約の締結の際に、規約第12条（共済契約の申込み）で定める書類および告知事項以外に、所定の追加告知事項に回答しなければなりません。
 3. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の締結の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。

（重度障害の取扱い）

- 第52条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。
2. 次のいずれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。
 - (1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき。
 - (2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき。
 - (3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年目において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします）。

（がん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金2倍型に申し込む場合の共済金額の増額の定義）

- 第53条 規約第36条（告知義務違反による共済契約の解除）第7項および第78条（がん特約の無効）第6項に定める「増額分」とは、がん特約診断共済金型からがん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金2倍型に申し込む場合においては、次の各号に定めるものとします。

- (1) 同じ種類の共済金の共済金額が増額となる分
- (2) 規約第76条（がん特約治療共済金）第1項第2号の規定により支払いとする分
- (3) がん特約診断共済金のうち悪性新生物診断共済金額と、がん特約治療共済金額の差額分。ただし、がん特約治療共済金額が悪性新生物診断共済金額より大きい場合に限ります。

（がん特約の取扱い）

第54条 2013年9月1日以前に発効する共済契約に付帯するがん特約は、がん特約診断共済金型とみなして、規約第69条（がん特約の責任開始日）第3項および前条の規定を適用します。

（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第55条 規約第9条（共済金受取人）第13項に定める代表者が同順位の共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。

（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

第56条 申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始または手術を実施した場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして共済金を支払います。

（すでに罹患していた疾病の定義）

第57条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（疾病入院共済金）、第51条（疾病長期入院共済金）および第55条（疾病手術共済金）における「すでに罹患していた」とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合。
- (2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合。

（その他の反社会的勢力の定義）

第58条 規約第15条（共済契約の更新および更改）第5項第3号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

（運用規程）

第59条 この細則に規定するもののほか、共済契約について必要な事項は、運用規程で定めま

す。

（改 廃）

第60条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。

付 則

（2009年1月22日設定）

(施行期日)

1. この細則は2009年3月1日より施行します。

付 則

(2010年1月26日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2010年3月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2010年6月3日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は本改正が理事会の承認を得た日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第2条第4項および第5項は2010年9月1日より施行します。

付 則

(2011年7月14日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2011年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2013年1月17日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2013年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項にかかわらず、第25条（入院および通院の定義）の規定は、2013年（平成25年）1月18日以後に発生した共済事故から適用します。

付 則

(2013年5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2013年9月1日より施行します。

2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項にかかわらず、次に掲げる改定後の規定は2013年5月31日以後発生する共済事故より適用します。

第13条（更新および更改契約の共済金支払いの取扱い）

第46条（発効日前の共済事故の取扱い）

第50条（条件付加入制度）

第51条（重度障害の取扱い）

第54条（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第55条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

付 則

（2014年（平成26年）5月29日細則一部改正）

（施行期日）

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 前項の規定にかかわらず、第21条（共済金の支払方法）については、2014年7月1日より施行します。
3. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

（2014年（平成26年）7月10日細則一部改正）

（施行期日）

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

（2015年（平成27年）7月9日細則一部改正）

（施行期日）

1. この細則は2015年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

（2016年（平成28年）5月26日細則一部改正）

（施行期日）

1. この細則は2016年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。